

令和4年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修開催要領【施設従事者等研修】

1 研修の目的

障害者虐待防止法の円滑な施行により、本道における障がいのある方々の虐待防止及び権利擁護の推進を図ることを目的とする。

2 主催

北海道

3 実施方法

動画の視聴によるオンライン研修

※ 研修動画及び資料は、いずれも受講者のみの限定公開とする。

このため、受講者以外の方の視聴はできない他、動画の保存及び資料の第三者への配布、コピーも不可とする。

4 研修内容（予定）

種別	内容	時間
共通講義	研修の趣旨説明・虐待対応状況調査報告	約230分程度
	北海道障がい者条例・道内における虐待対応状況調査報告	
	障害者虐待防止総論 法成立までの経過、社会的意義	
	障害者虐待防止法の概要	
施設従事者向け講義	総論 障害者虐待の防止、障害者虐待防止委員会、身体拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割	370分
	通報の意義と通報後の対応	
	事業所における性的虐待の防止	
	運営者の責務と虐待防止委員会	
	虐待が疑われる事案への対応	
	身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上	

5 受講対象者

(1) 道内の障害福祉サービス事業所等に従事する職員

(2) 道内の医療関係者、幼稚園・保育所関係者、特別支援教育関係者

※ (2) については、共通講義部分のみ視聴対象。

6 受講料

無料

7 申込み方法

受講対象者により次のとおり異なる方法とする。

(1) 道内の障害福祉サービス事業所等に従事する職員

事業所・施設を所管する（総合）振興局社会福祉課又は市町村へ事業所・施設ごとに「受講申込書」により申込み

(2) 道内の医療関係者

下記連絡先へ「受講申込書」により個別にメール又はFAXで申込み

(3) 幼稚園、保育所関係者、特別支援教育関係者

幼稚園、保育所、学校等、所属ごとに下記連絡先へ「受講申込書」によりメール又はFAXで申込み

※(2)、(3)の申込み先

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係
mail:hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp FAX:011-232-4068

8 申込み期限

受講対象者により次のとおり異なる期限とする。

- (1) 道内の障害福祉サービス事業所等に従事する職員
事業所・施設を所管する各(総合)振興局社会福祉課・市町村が別途指定する日
- (2) 道内の医療関係者、幼稚園・保育所関係者・特別支援教育関係者
令和4年12月27日(火)

9 申込み後から受講までの予定

1月上旬 受講決定

(受講申込みの際に記載いただいたメールアドレスに振興局経由で通知。札幌市、旭川市、函館市内の事業所・施設及び道内の医療関係者、幼稚園、保育所関係者特別支援教育関係者は直接通知)

1月下旬 研修動画及び研修資料のダウンロード用URL送付

1月下旬～2月中旬 研修動画視聴(視聴期間は概ね3週間程度を予定)

10 問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係

TEL:011-231-4111(内線25-729) FAX:011-232-4068